

## 議 事 録

会議の名称	平成28年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成28年5月25日（水） 午後2時から 午後3時まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第23号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>2 第24号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>3 第25号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>4 第26号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>5 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>6 報告第16号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について</li> </ol>
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成28年第5回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>2 平成28年第5回総会 その他連絡事項</li> <li>3 平成28年度農地パトロールの実施について</li> <li>4 平成28年度農地パトロール日程表</li> <li>5 新農業委員会制度移行市への先進市視察</li> </ol>
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を井上会長代理にお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>お忙しい中、ご苦労様です。これより第5回本庄市農業委員会総会を開始いたします。よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長より、ご挨拶をお願いします。</p>

<p>田端会長</p>	<p>皆さま、こんにちは。大変暖かくなりまして、議案に同封されていた軽装奨励についてのとおり、今日からクールビズでお願いした次第です。毎年、5月からご案内のとおり9月末まで軽装で過ごしましょうということです。軽装奨励ですと、エアコンを利用できないこともあろうかと思いますが、暑苦しいときは窓を開け放って、涼しくして会議を進めたいと思います。</p> <p>いよいよ麦の刈り入れ、田植えの時期になりますが、今年も地域再生協議会の米に関して、おおよその予定を今日までに提出するようになっております。去年から飼料用へ米を回しているおかげで、いくらか主食用の米の値段が保たれています。ただし、これはいつどうなるのか分からないということで、米を作っている人に対しては、事業方針を変えていかないと大変ではないかと思えます。我々は、野菜を作っているから、それでいいのではなくて、米麦を作っている人たちがしっかり田んぼを大口で作っていただかないと、野菜の方にしわ寄せがいきますから、米麦をやっている方は一生懸命、耕作していただければ、野菜を作っている方々も一緒に食べていけるようになる仕組みですので、みなさん手を取りあい、また地域再生協議会に顔を出し、ご指導していただければ幸いです。農業委員会事務局の皆さんが、新農業委員会制度の先進市である吉川市への視察を実施したようです。児玉郡の3町にも、声をかけて一緒に勉強してきてくれました。事務方がしっかり勉強していただければ、われわれ農業委員が新しい法律に則って、ルール作りをして、より良い本庄市農業委員会のあり方に繋がるのではないかと思います。より良い農業委員会を作りたいと思えますので、これからからもよろしくお願ひいたしまして、今日の挨拶に代えさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、26番池田稔委員及び37番荻野委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中34名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長は会議の議長となることになっておりますので、田端会長</p>

	に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、1番津久井伊知衛委員と2番飯島和憲委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第23号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第23号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第23号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は、4件でしたが、整理番号4の許可申請が取り下げになりましたので、3件となります。その内訳は、競売による所有権移転1件、売買による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、となっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号1をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の田1筆です。面積は、記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、競売による所有権移転でございます。経営状況は、記載のとおりです。整理番号1の許可申請につきましては、本年2月総会において、競売適格者認定議案により農地法第3条

	<p>の規定による許可が受けられる適格者であると、本庄市農業委員会で認定している案件でございます。この適格者認定を受けた者が期間入札の結果、買受申出人となったため、農地法第3条の許可申請書が提出されたものでございます。慣例により、地区担当による調査報告を不要としているものでございます。</p> <p>5月12日に事務局において、受人所有農地を現地調査しましたところ、本年2月調査時と変わりなく、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業がなされておりました。また、書類審査を行ったところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1につきまして、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではお諮りいたします。整理番号1番の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>ここで皆さんにお知らせします。今月から1件ずつ審議していきますので、何か聞き慣れない点があろうかと思えますけれども、ご了承願いたいと思えます。</p> <p>整理番号2について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号2をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。担当委員は、浅見委員でございます。受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において行ったところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2につきまして、浅見委員より報告をお願いいたします。</p>
浅見委員	<p>5番浅見清治です。渡人より連絡いただき、現地を見てきました。受人の畑は私の家のすぐ近くにあり、審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではお諮りいたします。整理番号2番の許可申請について、許可す</p>

	<p>ることにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3番について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号3をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。申請事由及び権利区分は、売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。担当委員は、長沼委員でございます。受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において行ったところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3番について、長沼委員より報告をお願いいたします。</p>
長沼委員	<p>8番長沼茂夫です。渡人は、93歳ということで、仕事はあまりできないということです。したがって、すぐ隣の受人に以前からお願いしていたということで、このたび売買が成立したようです。受人は、手広く農業を行っております。みなさまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それではお諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第24号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第24号議案を説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。第24号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書4ページから18ページまでに記載してご</p>

	<p>ざいます。今回の申請件数は、96件で、畑97筆、田78筆、合計277,364㎡の利用権設定でございます。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定められております。今回の農用地利用集積計画の内容は、この要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、3番の宮部委員、5番の浅見委員及び9番の松本委員につきましては、利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(宮部委員、浅見委員及び松本委員 退席)</p> <p>それでは、これらについて皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第24号議案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第24号議案については原案のとおり決定いたしました。3名の委員に入ってもらってください。</p> <p>(宮部委員、浅見委員及び松本委員 着席)</p> <p>次に、第25号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第25号議案を説明いたしますので、議案書19ページをご覧ください。第25号議案農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日</p>

	<p>提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書20ページをご覧ください。申請件数は、1件です。申請内容をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地については、今井地内の畑4筆です。面積は、記載のとおりです。転用目的は、長屋住宅用地です。申請事由は、長屋住宅建築工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋博委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、高橋博委員より報告をお願いいたします。
高橋博委員	29番高橋博です。申請地の裏にはアパートが2棟建っております。申請地の3方向は宅地です。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第26号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第26号議案を説明いたしますので、議案書22ページをご覧ください。第26号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、議案書23ページをご覧ください。申請件数は、</p>

	5件でございます。以上でございます。
議長	整理番号1から順に審議いたします。 まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号1をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、庄田委員でございます。 申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号1を庄田委員に報告をお願いいたします。
庄田委員	24番庄田榮です。地図を見ていただくと新幹線の南側の三角地です。よろしくお願ひします。
議長	整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんで、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号2について、事務局より説明お願いいたします。
事務局長	整理番号2をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑2筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、高橋清一朗委員でございます。 申請地は、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。



議長	整理番号2について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。
高橋清一郎委員	21番高橋清一郎です。この物件については、事務局から説明があったとおり許可相当の申請になるということでございます。申請地は、第1種住居地域です。ご審議をよろしく申し上げます。
議長	整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。
清水委員	14番清水茂則です。この図面から見ると申請地が接道していないように見えるのですが。
議長	事務局より説明してください。
局長補佐	事務局の中西です。畑の北側の宅地と一体利用するということですので、接道いたします。宅地と書いてある部分と申請地の農地を一体利用して、1戸の家を建てるということでございます。
議長	他にございませんか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2番の許可申請については許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号3について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号3をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑2筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。 申請地は、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号3について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。
高橋清一郎委員	21番高橋清一郎です。これは、整理番号2番とすっかり同じでして、事務局から説明があったとおり許可相当の申請になるということでございます。申請地は、第1種住居地域です。ご審議をよろしく申し上げます。
議長	整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号4をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4番について、宮部委員より調査報告をお願いいたします。</p>
宮部委員	<p>3番宮部延一です。5-4の地図を見ていただくと国道462号線から300メートルほど北に入ったところにある申請地ですが、周りも住宅が多くできております。審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4番の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5をご説明いたします。申請人の住所及び氏名については、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆です。面積は、記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。</p>

	<p>用途地域は、指定なしです。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、庄田委員に報告をお願いいたします。
庄田委員	24番庄田榮です。5-5の地図をご覧いただきたいと思ひます。申請地の周りは住宅地です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませぬか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませぬので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。ありがとうございます。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>まず、報告第15号を事務局よりお願ひします。</p>
事務局長	<p>報告第15号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。報告第15号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、議案書29ページから31ページをご覧ください。専決処分件数は15件でございます。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などを伴う場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思ひます。</p> <p>次に、報告第16号を事務局よりお願ひいたします。</p>
事務局長	報告第16号をご説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。報告第16号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業

	<p>計画について、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために、農地を農地以外のものにする場合には、農地の転用の制限の例外規定、農地法施行規則第29条第16号の規定が適用され、農地法第4条第1項第8号の規定のとおり、農地転用の許可は必要ではありませんが、農業上の土地利用との調整を図るために、事業計画書が提出されたもので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、議案書33ページをご覧ください。届出件数は、1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これも報告でありますのでご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で報告を終了いたします。</p> <p>ここで、休憩をとります。</p>
(14:35)	休 憩
(14:45)	
議長	<p>休憩前に引き続き、総会を再開いたします。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。農地中間管理事業はどの辺りまで進んでいるのですか。</p>
議長	<p>福田委員から報告できるものがありましたら、お願いします。</p>
福田委員	<p>5月17日現在ですが、対象とする農地面積が62ha、筆数が382筆、貸付意向申出書の状況ですが、面積が8.6ha、筆数が51筆でございます。割合は、16%でございます。今日までのところですが、8.6haの倍位になっているのではないかと思います。担い手についてですが、現在13名、法人が2件、5月29日に最後の申し出の受付をする予定です。賃料については、1反あたり4,000円であり、また水利費は、担い手が支払うことになり、4,100円になっております。1反当り8,100円になります。畑の賃料については、1反あたり2,500円であり、また水利費は、担い手が支払うことになり、1,500円という取り決めで推進しております。農家の人は、借りている人に迷惑をかけるのではないかということで、1回の相談では申し込みに了解していただけない案件がほとんどで、2回、3回と出向いて、今貸している人に相談してからという人がほとんどでして、なかなか思うように進まない状態です。最終的には62haの半分の30ha位にする目標で推進している状況でございます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。福田委員は農地中間管理事業の農協の専門員として活動しております。</p> <p>関根延一委員よろしいですか。</p>
関根延一委員	はい、分かりました。
議長	皆さんこれを聞いてどう思われますか。合計8,100円借り手が出すということで、美里町では6,000円という話があったけれども、これは仕方がないことでしょうか。
福田委員	美里町は、賃料が低いようです。
議長	賃料が低いようならば、貸し手がいればいいのですが。
福田委員	賃料については、説明会を開いて借り手と貸し手、農地中間管理機構でそれで良いかということで話し合い、その時点では誰も反対意見はなかったそうです。両方の意見を聞きながら決定したということです。
議長	<p>他に皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。事務局からその他の連絡事項を報告させていただきます。5点報告をさせていただきます。</p> <p>まず1点目です。来月の6月総会予定ですけれども6月27日(月)本庄市役所大会議室を予定しております。</p> <p>2つ目です。全国農業委員会会長大会についてですが、明日5月26日(木)文京シビックホールに会長と事務局で出席をして参ります。</p> <p>3つ目です。平成28年度農地パトロールについてご説明いたします。別紙1～3をご覧ください。別紙1は会長から各農業委員さんへの農地パトロールの実施についてのお願い通知になります。期日ですけれども次の候補日から調整のうえ、6月10日までに事務局へ報告をいただきたいという内容でございます。本庄地区8月1日・3日・9日児玉地区が7月19日・8月2日・4日・5日・8日・19日となっております。場所等についてでございますけれども、別紙2が本庄地域、別紙3が児玉地域を記載させていただいております。それぞれ本庄地域は、北泉の調査地区、仁手・旭の調査地区、藤田・本庄の調査地区が記載してございまして、それぞれ集合場所と担当委員さんの名前を記入させていただいております。先ほどの休憩時に届出がされまして、本庄地域については8月3日の午後1時30分からそれぞれ3地区一緒の日付で調査に行きたいということでございます。別紙3をご覧ください。</p>

児玉地域です。4が児玉、5が金屋、6が秋平、7が本泉、8が共和ということで、それぞれ記載してございます。休憩時間中に申出があったところを報告させていただきますと、4の児玉が8月4日（木）午前9時から、5の金屋が7月19日（火）午前9時から、7の本泉が8月2日（火）午前9時30分からの調査開始でございます。他の秋平と共和がまだ調整中でしたが、秋平が8月5日（金）午前9時から、共和が8月8日（月）午前9時からの調査開始で決定をいたしました。別紙の1にお戻りください。3の調査についてですが、2点ございまして、1点目が荒廃農地の発生状況に係わる調査、2点目が農地法による利用状況調査を予定しております。細かい調査要領については、来月用意したいと思います。4のその他ですが、昨年度までの調査結果を記入した図面を基にしてパトロールを実施していただきたいと思っております。猛暑の時期ですので十分な暑さ対策をそれぞれの委員さんをお願いしたいと思います。雨天でも実施をいたします。都合で参加できなくなった場合は事務局に連絡をいただきたいと思っております。以上が農地パトロールについてでございます。

4つ目です。新農業委員会制度移行市への先進市視察について、別紙4をご覧ください。視察の日時ですが、5月17日（火）午前10時から12時15分までの視察でした。視察場所は、吉川市農業委員会でございます。3の視察人員についてですけれども、児玉郡内の3町にもお声がけをさせていただきまして、本庄市農業委員会事務局では、中西補佐と中村主査の2名が出席しまして、1市3町で6名視察してまいりました。4番は、吉川市の農業委員会事務局の応対をしていただいた方々なのですが、事務局長と事務局次長兼農地係長のお二方に対応していただきました。5の視察事項ですけれども、農業委員と推進委員の定数を定める条例他10項目、こちら記載のとおり的事项を調査させていただいております。今後、視察内容を精査するとともに、本庄市の状況を勘案しながら方針案を作成いたしまして、農業委員の皆さんの協議の下、決定をしていきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

5のその他ですけれども、田端会長の今後のスケジュールでございます。6月1日から関東都県会長・事務局長会議以下、7月1日まで予定を記載させていただいております。その他連絡事項は、以上でございます。

皆さまから何かございますか。

	<p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、最後に、閉会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>お疲れ様でした。</p> <p>それでは、第5回の総会を終了いたしますけれども、これから梅雨を挟んだ暑さに厳しい季節になりますので、くれぐれも身体には注意されて、健康にお過ごしください。</p> <p>それでは、来月またお会いしましょう。ご苦労様でした。</p>

## 平成28年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成28年5月25日(水)						
開催場所	本庄市役所 大会議室						
開会時刻	午後2時						
閉会時刻	午後3時						
会長	田端 講一						
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝						
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席	○	20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席	○	21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	欠席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	欠席	
19	武政 恒雄	出席					

## 説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	中西 稔彦
主査	中村 真敏

## 書記

主査	中村 真敏
----	-------